



消費生活サポーターだより No.87

令和8年6月

長野県消費生活サポーターの皆様、こんにちは。いつもご協力をいただきありがとうございます。

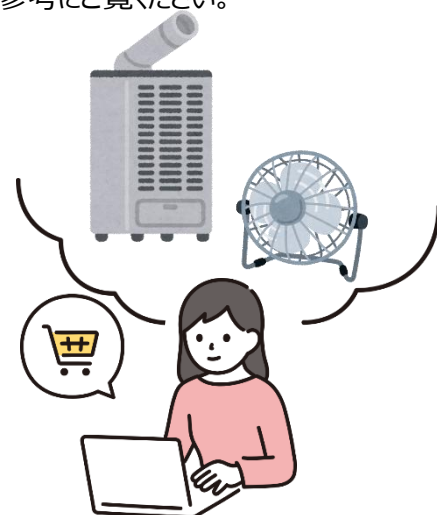
今月は「空調能力のない“エアコン”に注意！」を掲載しました。皆様の活動の参考にご覧ください。

知っておきたい役立つ情報

◎空調能力のない“エアコン”に注意！

近年、猛暑の夏が続いており、屋内における熱中症を防ぐためにエアコンの使用が推奨されています。

そのような中、全国の消費生活センターには、インターネットショッピング等で購入した、置くだけで空間の温度を上げたり下げたりする“エアコン”のような性能をうたう商品に関する相談が多く寄せられています。



【相談事例】

事例1：動画共有 SNS の広告を見て、卓上ヒーターを購入した。「外は冬でも部屋の中は半袖」と書いてあるが、顔を近づけないと暖かさを感じない。温風が炎になって吹き出している広告に騙された。

事例2：SNS 閲覧中に室外機のいらない簡易エアコンの広告を見た。広告には日本の大手電機メーカーと共同開発のようなことが表示されていた。かなりの風量があり、3分で部屋中冷たくなるように見えた。商品が届き開封すると、広告とは違って弱い風がどうにか出る程度だった。

【“エアコン”のような性能をうたう商品の性能について】

国民生活センターが“エアコン”のような性能をうたう商品 10 銘柄を無作為に抽出し、性能を確認したところ、

- ◆ 冷房機能を有することをうたう 6 銘柄すべてが、冷房機能を有していませんでした。
- ◆ 規定の時間で部屋を暖めることをうたう 5 銘柄すべてが、時間内に温度を上げることはできませんでした。

【トラブル回避のポイント】

- ◆ USB 電源や容量の小さいバッテリー等の少ない電力でエアコンのように部屋や空間の温度を上げたり下げたりすることはできません。購入前に、消費電力や電圧の表示(数値)を確認しましょう。
- ◆ 「数秒で室温が変化する」「エアコン並み」等、冷暖房機能の性能を誇張する広告のある商品は、購入前に記載内容を十分に確認しましょう。
- ◆ 「どこから」「何を」を買おうとしているのか、購入する前に「特定商取引法に基づく表記」のページをよく確認したり、インターネット検索で調べたりするなどして確認しましょう。

不安に思った場合や、トラブルが生じた場合は、最寄りの消費生活センター等へ相談しましょう。

※詳しくは、国民生活センターのサイトをご覧ください。

https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20260311_1.html



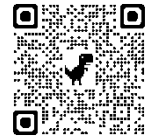
本内容は国民生活センターが作成している「くらしの危険」No.391にも掲載されています。

「くらしの危険」は、全国の消費生活センター、医療機関等から収集した「商品やサービス、設備などにかかわる事故情報」をもとに、くらしの中にひそむさまざまな危険をわかりやすいリーフレット形式にしたものです。

ご自分や家族、まわりの人たちをくらしの中の危険から守るために、是非、ご活用ください。

<https://www.kokusen.go.jp/kiken/index.html>

(ご使用の際は、「使用上の注意」をよく読んでお使いください。)



長野県からのお知らせ

◎国民生活センター主催 令和8年度 消費生活サポーター研修のご案内

国民生活センターから、地域において高齢者の見守り等消費生活サポーターとして活動を行う方又は福祉関係者・NPO・消費者団体等を対象にした研修の開催案内がありましたのでお知らせします。

【消費生活サポーター研修 地域の見守りネットワーク推進のための講座（地域で取り組む人向け）】

- ◆ 日時 令和8年7月24日（金）13:00～16:00
- ◆ 方式 リアルタイム配信（Zoomを利用）
- ◆ 対象 地域において高齢者の見守り等消費生活サポーターとして活動を行う方
または福祉関係者・NPO・消費者団体等
- ◆ 定員 70名
- ◆ 費用 無料（通信費等は受講者負担となります）

研修の詳細については、国民生活センターのサイトをご覧ください。

参加を希望される方は、国民生活センターのサイトより受講申込をお願いします。

（受付期間：7月9日（木）まで、先着順）

<https://www.kokusen.go.jp/seminar/info.html>



◎「長野県消費生活センターの指示」と偽って金銭の支払いを要求する事案の情報がありました。

長野県内企業の従業員であると名乗り、「長野県消費生活センターの指示を受けて来た」と説明した上で金銭の支払いを要求する事案について、当センターへ情報提供がありました。

当センターが事業者（企業）に金銭の受け取りを指示することは絶対にありません。

また、当センターがなんらかの支払いを指示・強制することは絶対にありません。

不審な事例に遭遇した場合は、速やかに近隣の警察に通報、
または長野県消費生活センターへ相談いただきますようお願いいたします。



(消費者庁イラスト集より)

添付資料

○長野県消費生活センター「くらしまる得情報」2026年夏号



しあわせ信州
山々と育む すこやかな国

長野県消費生活センター 担当：西村・澁谷
電話：0263-87-7270 FAX: 0263-40-3701
Eメール：c-shohi@pref.nagano.lg.jp



長野県消費生活センター
もしかっち

発行 長野県消費生活センター